



平成21年3月18日

各 位

会社名 第一交通産業株式会社
代表者名 代表取締役社長 田中亮一郎
(コード番号 9035 福証)
問合せ先 取締役経理部長 垂水 繁幸
(TEL 093 - 511 - 8840)

親会社等の決算に関するお知らせ

当社の親会社等(その他の関係会社)である株式会社第一マネジメントの平成20年12月期の決算が確定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 親会社等(その他の関係会社)の名称等

- | | |
|------------|-------------------------------|
| (1)親会社等の名称 | 株式会社第一マネジメント |
| (2)本店所在地 | 北九州市小倉北区黒原二丁目37番1号 |
| (3)事業の内容 | 損害保険代理業 |
| (4)当社との関係 | |
| 資本関係 | 議決権被所有割合 38.08%(平成20年9月30日現在) |
| 人的関係 | 役員の兼務はありません。 |
| 取引関係 | 当社は、同社に対し事務所賃貸及び業務管理を行っております。 |

(単位：百万円、切捨表示)

貸借対照表

(平成20年12月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	91	流動負債	68
現金及び預金	74	1年以内返済予定長期借入金	12
その他	16	その他	56
固定資産	1,069	固定負債	19
有形固定資産	187	長期借入金	14
建物	72	その他	5
土地	112	負債合計	87
その他	1	(純資産の部)	
無形固定資産	0	株主資本	
投資その他の資産	881	資本金	100
投資有価証券	583	資本剰余金	480
その他	298	資本準備金	480
		利益剰余金	492
		利益準備金	25
		その他利益剰余金	
		別途積立金	35
		繰越利益剰余金	432
		純資産合計	1,072
資産合計	1,160	負債・純資産合計	1,160

損益計算書

〔平成20年1月1日から
平成20年12月31日まで〕

科 目	金 額	
(経常損益の部)		
営業損益の部		
売上高		171
売上原価	32	
販売費及び一般管理費	83	115
営業利益		55
営業外損益の部		
営業外収益		141
営業外費用		11
経常利益		185
税引前当期純利益		185
法人税、住民税及び事業税	30	
法人税等調整額	2	32
当期純利益		152

3. 当該親会社等の株式の所有者別状況、大株主の状況、役員状況

(1)所有者別状況

平成 20 年 12 月 31 日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数1株）							単元未満株式の状況（株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	-	-	-	-	-	3	3	-
所有株式数（単元）	-	-	-	-	-	-	200,000	200,000	-
所有株式数の割合（%）	-	-	-	-	-	-	100.00	100.00	-

(2)大株主の状況

平成 20 年 12 月 31 日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
黒土 優子	北九州市小倉北区	99,980	49.99
田中 京子	東京都世田谷区	92,375	46.19
田中 亮一郎	東京都世田谷区	7,645	3.82
計	-	200,000	100.00

(3)役員状況

役名及び職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（株）
代表取締役社長	黒土 優子	昭和 30 年 9 月 27 日	平成 5 年 4 月 (株)第一マネージメント 代表取締役社長（現任）	(注) 3	99,980
取締役	田中 京子 (注) 1	昭和 33 年 8 月 23 日	平成 5 年 4 月 (株)第一マネージメント 取締役（現任）	(注) 3	92,375
取締役	田中 藤江 (注) 2	昭和 9 年 8 月 30 日	平成 15 年 6 月 (株)第一マネージメント 取締役（現任）	(注) 3	-
監査役	古川 直樹	昭和 25 年 5 月 9 日	昭和 61 年 5 月 税理士登録 古川税理士事務所開設、 同代表（現任） 平成 18 年 3 月 (株)第一マネージメント 監査役（現任）	(注) 4	-

(注) 1. 取締役田中京子は代表取締役社長黒土優子の実妹であります。

2. 取締役田中藤江は取締役田中京子の配偶者の母であります。

3. 平成 20 年 3 月 21 日開催の定時株主総会の終結の時から 2 年間

4. 平成 21 年 3 月 18 日開催の定時株主総会の終結の時から 3 年間

以上